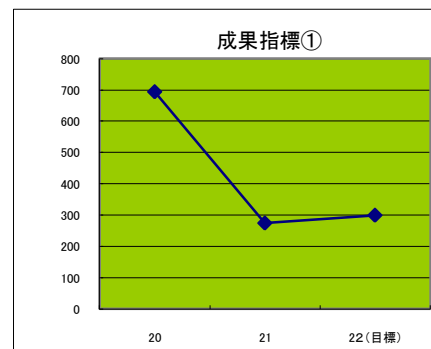
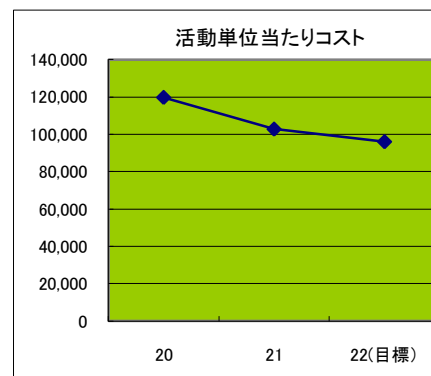


事務事業名		第三者行為求償事業		予算科目	会計	2	国民健康保険特別会計
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	2	健康で生き生きと暮らせるやさしいまち		款	1	総務費
	施策(節)	1	保健・医療		項	1	総務管理費
	施策の方向				目	1	一般管理費
関連する計画等				事業			
作成部署				保健福祉部保険健康室保険年金課			
事業の目的				連絡先	072 - 958 - 1111 内線 1340		
対象(誰を・何を)				第三者(加害者)及び損害保険会社			
意図(どういう状態にしたいのか)				円滑な損害賠償請求を行う。			
事業の内容				医療費の支出のうち第三者(加害者)による交通事故等の傷病については、加害者及び損害保険会社に対し求償を行い、本来保険給付すべきでない対象傷病について返還請求を行うものである。これらの事務については専門性が高く、事務を国保連合会に委託している。			
根拠法令等				国民健康保険法			
事業開始時期				☐ 昭和 年開始 ☒ 明確にはわからない 終了年度 平成 年度 ☐ 平成 ☐ 市政施行(昭和34年)以前より行っている			
事業開始時からの状況変化				市独自に求償事務を行っていたが、専門性が高いことから国保連合会に委託することとなった。			
市民や議会の要望							
実施手法				☐ 直営 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()			
委託先				☐ 市外郭団体委託 名称() 委託内容 求償事務 ☐ 民間委託 ☒ その他			

区 分		20年度	21年度	22年度
		(実績)	(実績)	(見込み)
事業費【1】 (千円)		1,282	876	1,052
人件費【2】 (千円)		3,750	3,750	3,750
職員数	正規職員	0.50 人	0.50 人	0.50 人
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		5,032	4,626	4,802
財源内訳	国費 (千円)			
	府費 (千円)			
	市債 (千円)			
	その他 (手数料・使用料等) (千円)			
	一般財源 (千円)	5,032	4,626	4,802
活動指標(事業の活動実績)【B】 単位		20年度	21年度	22年度(目標)
① 求償件数	件	42	45	50
②				
③				
活動単位当たりコスト (【A】 / 【B】 ①)		119,810 円	102,800 円	96,040 円
市民1人当たりコスト (【A】 / 人口)		42 円	39 円	40 円



成果指標	指標名		単位	指標設定の考え方	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	① レセプト請求額に対する求償額(式)		千円		目標	300	300	達成率(%)	300	
				求償額の財政的効果を確認する。	実績	694	275	91.7%		
	② (式)				目標			達成率(%)		
					実績					

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	求償額は必須である。
○											

視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
妥当性	市民ニーズが高い	☒	☐	☐	民法や自動車損害賠償保障法等、法令に基づく業務である。
	市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☒	☐	☐	
	社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
	他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☒	☐	☐	
	国・府の事業と重複していない	☒	☐	☐	
	事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☒	☐	☐	
	緊急性が認められる	☐	☐	☒	
効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	専門性が高く国保連合会が求償事務を受託している。
	受益者負担の割合は適当である	☒	☐	☐	
	人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
	簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
	市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
	民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☒	☐	☐	
有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	法令に基づくものである。
	上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
	成果を向上させる余地がない	☒	☐	☐	
	市民の視点にたってサービスが提供されている	☒	☐	☐	
協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
	事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
	事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
	事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
達成度	成果指標の目標値は適正である	☒	☐	☐	毎年求償を行っている。
	成果指標の実績値は目標値以上である	☒	☐	☐	
	成果指標は前年度より向上している	☒	☐	☐	

担当 部局 評価	総合評価
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了
	評価の理由
	第三者行為による支出した保険医療費を求償することは法令上のものである。
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)
	第三者行為による支出した保険医療費を漏れなく求償するため、被保険者に制度の周知を図るとともに、今後も、国民健康保険団体連合会への委託を通して適正な求償事務を行う。

行 事 本 部 評 価	総合評価	評価理由・意見
	☒ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	